



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会社名 玉井商船株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐野 展雄
(コード：9127 大証第2部)
問合せ先 総務部長 木下 和之
(TEL. 03-5439-0260)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

船員職業安定法第 55 条第 1 項に定める「船員派遣事業の許可」取得のため、定款第 2 条（目的）現第 7 項を「船員派遣事業」に変更し、第 8 項を追加するものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) 海運業 (2) 一般・産業廃棄物の収集及び処理業 (3) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理業 (4) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務 (5) 貨物運送取扱事業 (6) 船舶の売買及び海運仲立業 <u>(7) 前各号に関連または付帯する一切の事業</u>	(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) } (2) } (現行どおり) (3) } (4) } (5) } (6) } <u>(7) 船員派遣事業</u> <u>(8) 前各号に関連または付帯する一切の事業</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日

以 上